

安定した行財政運営の推進を目指して 公共施設の使用料が変わります

.....平成21年4月1日から

町では厳しい財政状況を踏まえ、安定した行財政運営を推進するため、平成20年度より行政改革を行っています。

今回「日高町行政改革大綱」に基づき「集会施設・体育施設の有効活用と使用料の適正化」の検討を進めてきました。

今回の改正により、町民の皆さまには施設維持管理費の一部をご負担頂くこととなりますが、今後も更なる経費削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

① 貸し館的集会施設

- ① 4時間あたりの基本使用料です。1時間増すごとに基本使用料の4分の1が加算されます。
- ② 社会教育団体、社会体育団体その他教育委員会が認める団体が使用する場合は、4時間あたり200円です。(文化協会加盟団体など)
- ③ 次の場合、免除となります。
 - ア. 町(教育委員会)が主催する行事等のために使用するとき。
 - イ. 公共的団体が主催する行事等のうち、町長(教育委員会)が認めるもののために使用するとき。
 - ウ. 町内の中学生以下の者(これらの者で構成する団体が使用するときの指導者を含む。)
 - エ. 町内の高校生の部活動のために使用するとき。
- ④ 11月1日から翌年4月30日までは、暖房料として基本使用料の5割を加算します。

日高町民センター

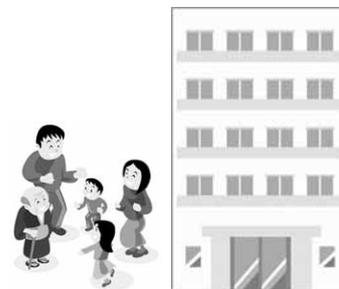
階	室名	基本使用料	階	室名	基本使用料
1	集会室	4,200円	2	会議室	2,100円
	第1研修室	840円		第2研修室	630円
	調理室	840円		第3研修室	630円
	相談室	630円			

結婚式及びその祝賀会の場合、1日につき21,000円、葬祭の場合、1日につき31,500円

こもればいホール

使用区分	基本使用料	備考
全館	6,300円	
集会室	3,150円	
和室	630円	1室につき
会議室	840円	
調理室	1,050円	

冠婚葬祭の使用については、1日につき21,000円



門別公民館

室名	基本使用料	室名	基本使用料
講堂	2,100円	ミーティングルーム	630円
研修室(和室)	1,050円	調理実習室	1,050円
第2研修室	1,050円	その他	840円
第3研修室	840円		

冠婚葬祭の使用については、1日につき21,000円

門別総合町民センター（福祉センター）

階	室名	基本使用料	階	室名	基本使用料
1	婦人研修室	1,260円	2	大集会室	5,250円
	料理実習室	1,260円		結婚式場	1,260円
	会議室1	1,260円		小会議室	840円
	会議室2	1,260円		研修室（和室）1	840円
	娯楽室	1,050円		研修室（和室）2	840円

冠婚葬祭の使用については、1日につき31,500円（会議室1、2を使用の場合42,000円）

富川公会堂

室名	基本使用料
大集会室	3,150円
中会議室	1,260円
小会議室	840円
研修室	1,260円
その他	630円

冠婚葬祭の使用については、1日につき21,000円

厚賀会館

室名	基本使用料
多目的集会ホール	1,050円
会議室	1,050円
研修室（1室毎に）	630円
調理室	840円

冠婚葬祭の使用については、
1日につき26,250円

厚賀コミュニティセンター

室名	基本使用料
技術研修室	1,050円
和室	840円
検診室	840円

② その他の集会施設

- ① 4時間あたりの基本使用料です。1時間増すごとに基本使用料の4分の1が加算されます。
- ② 地域住民及び社会福祉団体等において、次の事業及び行事を行う場合、使用料を減免します。
 - ・生活相談の開設 ・季節保育所の開設 ・授産事業の実施 ・図書館の開設 ・講習会及び講演会の開催
 - ・住民の集会及び会合 ・その他町長が相当の事由があると認めたとき
- ③ 11月1日から翌年4月30日までは、暖房料として基本使用料の5割を加算します。

生活館

■ 総面積500㎡未満

使用区分	基本使用料
全館	840円
集会室	420円
その他の室（1室につき）	420円

冠婚葬祭の使用については、
1日につき10,500円

■ 総面積500㎡以上（富川生活館）

使用区分	基本使用料
全館	1,680円
集会室・和室	840円

冠婚葬祭の使用については、
1日につき15,750円

